

平成 24 年 1 月 26 日

福祉医療機構による被災施設、被災者支援について

社会福祉施設の施設整備費等に関する融資を行っている独立行政法人福祉医療機構では、今回の大震災による被災福祉施設等の支援のため、復旧資金や運転資金の貸付、また既存借入金の返済猶予等に関する相談に応じています。

同機構では、被災施設の復興支援のため、「福祉貸付事業」において、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を 100%とするなどの支援措置を実施しています。さらに 11 月 21 日に成立した国の平成 23 年度第三次補正予算に基づき、被災地の復興のために小規模の福祉施設を新設する場合の貸付利率、融資率の優遇措置等を実施しています。

- [被災施設等への災害復旧資金（福祉貸付）の概要（1 月 20 日改定）](#)
- [被災地の復興のための優遇措置の概要（福祉貸付）](#)
- [災害復旧資金における福祉貸付の Q&A](#)

国の第三次補正予算による拡充措置（福祉貸付事業）

1. 被災地復興のための優遇措置【設置・整備資金】
 - 市町村等の復興計画を踏まえ小規模の社会福祉施設を新設する事業
貸付金利 ①当初 5 年間は**無利子**
 ②6、7 年目も**通常金利より優遇**
2. 設置・整備資金の無担保貸付限度額の拡大
 - 借地にある仮設又は施設が賃貸の場合
1 千万円→**3 千万円**

また、同機構では、同機構が実施している年金担保貸付等の利用者についても、返済猶予等の相談に応じています。

◎ 詳しくは、同機構のホームページをご参照のうえ、相談内容別の専用窓口に直接ご連絡ください。

福祉医療機構ホームページ <http://hp.wam.go.jp>

（相談内容）

- ・福祉貸付の利用者に対する「災害復旧資金」の貸付
- ・医療貸付の利用者に対する「災害復旧資金」の貸付
- ・福祉貸付、医療貸付事業に関する返済猶予の実施
- ・社会福祉施設職員等の退職手当共済の取り扱い
- ・年金担保・労災年金担保貸付の利用者に対する返済猶予等の実施
- ・年金住宅融資等の利用者に対する返済猶予等の実施